

公益財団法人木村看護教育振興財団 役員及び評議員の報酬並びに
費用に関する規程

平成 23 年 4 月 1 日 制定

平成 27 年 3 月 20 日 改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人木村看護教育振興財団（以下「本財団」という。）
定款第 17 条及び第 33 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費
用について定める。

(定 義)

第 2 条 (1) 役員とは、理事及び監事をいい評議員と併せて役員等という。
(2) 常勤役員とは、理事のうち本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
(3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
(4) 報酬等とは、月例報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けるもの
をいう。
(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当等の経費をい
い、報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬の支給)

第 3 条 常勤役員の報酬は、基本給並びに諸手当とする。
2 非常勤役員並びに評議員には、職務執行の対価として報酬を支給する。

(報酬の額)

第 4 条 常勤役員の基本給は、別表「常勤役員基本給表」を適用する。
2 号俸の決定については、文部科学省特殊法人役員報酬月額の高い法人の報酬
額を参考とし、経験年数や本財団の財源状況等を考慮の上、評議員会が決定
する。
3 非常勤役員並びに評議員に支給する報酬は、理事会又は評議員会等に出席した
場合、1 回につき 20,000 円とする。

(昇 給)

第 5 条 昇給については、前条第 2 項と同様経験年数並びに、本財団の財源状況等を考
慮の上、評議員会が決定する。

(諸手当)

第 6 条 諸手当は、6 月期及び 12 月期賞与とする。

(報酬の支給日)

第7条 常勤役員報酬の支給日は、月例報酬については毎月とし、賞与については6月及び12月に支払うものとする。

(費用)

第8条 職務の遂行に伴い発生する交通費等の費用については、評議員会が決定する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日)

この規程は、平成27年3月20日から施行する。

別表 常勤役員基本給表

号俸	基本給月額
1	570,000 円
2	620,000 円
3	670,000 円
4	710,000 円
5	750,000 円